

## 「国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令案について」に関する意見

(フリガナ)	ニホンシホウショシカイレンゴウカイ
氏名 (名称)	日本司法書士会連合会
住所 (所在地)	東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号
所属又は事業者	(団体又は事業者名) (部署名)
電話番号	TEL 03-3359-4171(代表)
電子メールアドレス	
御意見	<p>(対象部分)</p> <p>国土利用計画法施行規則第 19 条の 3</p> <p>法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 権利取得者が法人である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ その代表者の国籍等</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる事項</p> <p>(1) 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合 当該国籍等</p> <p>(2) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合 当該国籍等</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>(意見)</p> <p>(1) 法人の役員及び議決権保有者である外国人の国籍等について届出事項とすることに賛成する。ただし、同第二号ロに掲げられる「過半数を占める場合」で足りるかについては、なお検討すべきである。</p> <p>(2) 複数の国籍等を有する場合には、全ての国籍等を届出事項であることを明らかにすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 権利取得者において当該届出を回避することを企図し、同一の国籍等を有する者が過半数を占めることのないよう、役員又は議決権者</p>

	<p>の構成を調節することは容易である。また、届出時においては仮の役員又は議決権者とし、届出後に本来の役員又は議決権者とすることが懸念される。</p> <p>(2) 複数の国籍等を有するケースも散見されることから、本改正案の趣旨を踏まえ、全ての国籍等を届出事項とするのが相当であると思料する。</p>
公開時、匿名を希望される場合は右欄の「匿名希望」に○印を付けて下さい	匿名希望